

名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念冠称等取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念冠称、シンボルマーク及びキャッチコピー（以下「冠称等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定め、適切な使用を図ることにより、名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念事業（以下「記念事業」という。）の周知及び小金井市（以下「市」という。）のシティプロモーションに資することを目的とする。

（冠称等）

第2条 記念事業の趣旨に賛同する団体主催の事業には、冠称等を掲げることができる。

（シンボルマーク）

第3条 名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念シンボルマークの形状及び色彩は、別表のとおりとする。

（キャッチコピー）

第4条 名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念キャッチコピーは、小金井桜を「知る つなげる 笑顔広がる」とする。

（使用の承認等）

第5条 冠称等を使用しようとする者は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

3 市が主催する事業等において冠称等を使用しようとするときは、当該事業の主管課長は、生涯学習課長に名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念冠称等使用届（様式第1号）を提出するものとする。

（承認の申請）

第6条 冠称等の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念冠称等使用承認申請書（様式第2号。以下「承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ教育長に提出しなければならない。その申請の内容に変更が生じたときも、同様とする。

(1) 企画書（商品に使用する場合にあっては販売価格、販売手数料等を、広告に使用する場合にあってはその媒体等を、その他の場合にあってはその内容等を具体的に記載したものをいう。）

- (2) 商品の見本又は広告の原稿等
- (3) その他教育長が必要と認める書類
(承認申請書の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認申請書の提出を省略することができる。

- (1) 名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念事業実行委員会で採択された事業の実施に当たり使用する場合
- (2) テレビ、新聞等が報道の目的で使用する場合
- (3) その他教育長が承認申請書の提出を必要としないと認めた場合
(承認の判定基準)

第8条 教育長は、申請者の使用目的が記念事業を祝うとともに、将来の文化財継承又は市の魅力発信と発展につながるものであり、かつ、多くの市民が参加・利用できるものであると認められる場合は、冠称等の使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
- (2) 事業が法令もしくは公序良俗に反する場合又はそのおそれのある場合
- (3) 品質、性能等に関し、公的機関の認定等が必要な商品について、当該認定等を受けていない場合
- (4) 冠称等を正しい使用方法に従って使用しないと認められる場合
- (5) その他教育長が冠称等の使用を適当でないと認めた場合
(審査及び決定)

第9条 教育長は、承認申請書の提出があったときは、速やかにその適否を決定し、名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念冠称等使用承認通知書（様式第3号）又は名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年冠称等使用不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(使用方法)

第10条 冠称等の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、シンボルマークの使用に当たっては、別表の規定に従って使用するものとし、その一部のみの使用、変形、縦横比率の変更又は他の図形もしくは文字と重ねての使用及び色彩を変更しての使用をしてはならない。ただし、教育長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 シンボルマークには別表に掲げるキャッチコピー等を併記することができる。

(使用期限)

第11条 冠称等の使用期限は、原則として令和7年3月31日までとする。

(承認の取消し等)

第12条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、冠称等の使用承認を取り消し、又は使用を中止させ、もしくは使用物件を回収させるよう求めることができる。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が使用承認の条件に違反した場合
- (3) 承認申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他教育長が適当でないと認めた場合

(未承認使用に対する措置)

第13条 教育長は、承認を受けずに冠称等を使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めることができる。

(庶務)

第14条 冠称等の使用承認に関する事務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条、第10条関係)

1	形状	<p>【シンボルマーク No. 1】</p> 
---	----	---

	色彩	項目	CMYK数値	RGB数値
	①		C 0・M 0・Y 0・K 1 0 0	R 3 5・G 2 4・B 2 1
	②		C 0・M 7 0・Y 0・K 0	R 2 3 4・G 1 0 9・B 1 6 4
	③		C 1 0 0・M 1 0・Y 8 0・K 0	R 0・G 1 4 6・B 9 6
	④		C 1 7・M 7 2・Y 1 0 0・K 0	R 2 0 9・G 9 9・B 1 9
	⑤		C 2 5・M 1 0 0・Y 2 0・K 0	R 1 9 0・G 0・B 1 1 3
	⑥		C 0・M 1 0 0・Y 0・K 0	R 2 2 7・G 0・B 1 2 7
2	形状	【シンボルマーク No. 2】		
				
	色彩	項目	CMYK数値	
		①	C 0・M 0・Y 0・K 1 0 0	
		②	C 0・M 0・Y 0・K 5 0	
		③	C 0・M 0・Y 0・K 6 5	
		④	C 0・M 0・Y 0・K 5 5	
		⑤	C 0・M 0・Y 0・K 7 5	
3	形状	【シンボルマーク No. 3】		
				
	色彩	項目	CMYK数値	
		全て	C 0・M 0・Y 0・K 0	

キャッチコピー（定型文字）

① 知る つなげる 笑顔広がる

② 2024.12.9

③ 名勝小金井(サクラ)
名勝指定100周年記念

④ 知る つなげる 笑顔広がる

⑤ 2024.12.9

⑥ 名勝小金井(サクラ)
名勝指定100周年記念

備考

- 1 シンボルマークがカラーの場合はNo. 1 を、単色の場合はNo. 2 を、背景が濃い色の場合はNo. 3 を使用する。
- 2 印刷物に使用する場合はCMYK（シアン・マゼンタ・イエロー・ブラック）数値を使用し、ウェブ及び映像に使用する場合はRGB（レッド・グリーン・ブルー）数値を使用する。
- 3 キャッチコピー（定型文字）②の色はシンボルマーク No. 1 の色彩項目⑥又はNo. 2 の色彩項目⑤を使用する。